

# フリーランス新法について

## ① 背景と目的

- ・フリーランス新法……「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」令和6年11月1日施行
- ・フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。
- ・具体的には、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

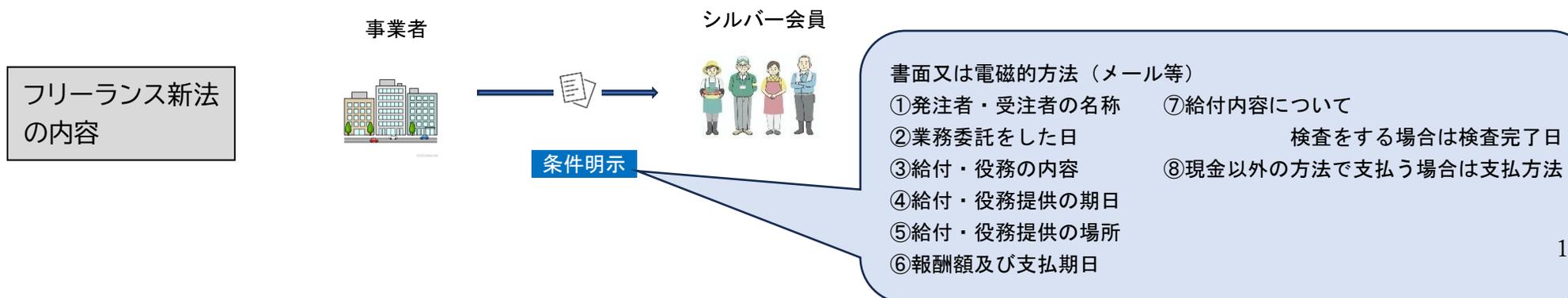
## ② 適用対象

- ・この法律の適用対象は、発注事業者からフリーランスへの業務委託です。
- ・フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指します。(例えば、カメラマン、ライター、デザイナーなどが該当します。)
- ・請負・委任の仕事をしているシルバーの会員もフリーランスとなります。(なお、派遣で仕事をしている会員は、フリーランスではありません。)



## ③ 発注事業者の義務

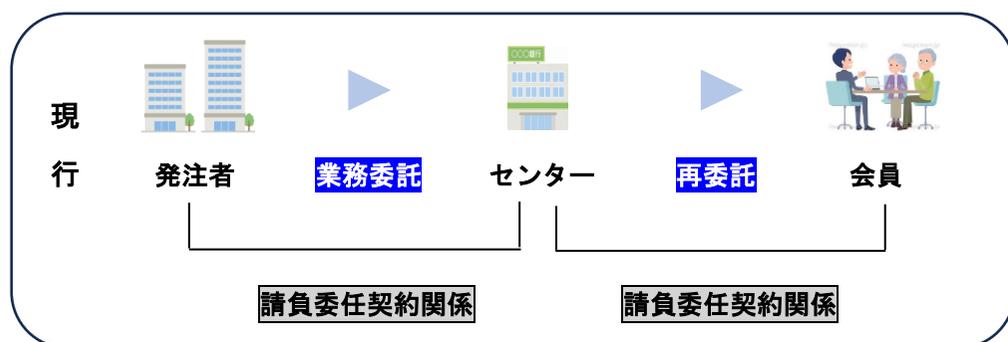
- ・発注事業者はフリーランス(シルバー会員も含む)に対して、契約条件を明示する義務が生じます。
- ・例えば、業務の内容、報酬の額、支払期日、契約をした日などの条件を、書面または電磁的方法で通知する必要があります。
- ・その他にも、「支払期日設定と期日内の支払い」「募集情報の的確表示」「ハラスメント対策の体制整備」などの義務があります。



## 新たな契約方式について

### ① 契約方式の移行

- ・これまでの契約方式では、シルバー人材センターは、発注者から仕事の依頼を受け会員に再依頼する形を取っています。
- ・新しい契約方式では、発注者と会員の間直接的な契約関係が生じるようになります。
- ・センターは発注者と会員の間に入り、様々な調整を行います。



### ② 新しい契約関係（三者間の包括契約）

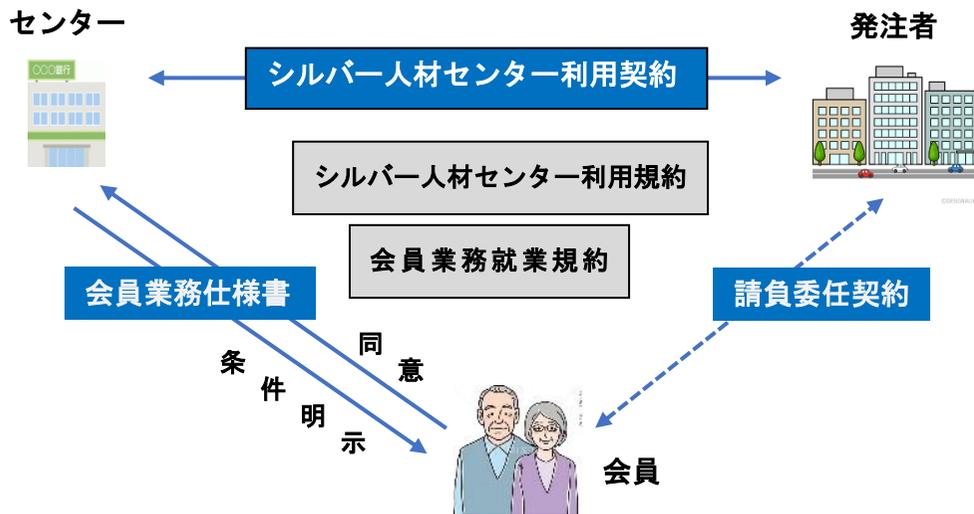
- ・発注者は『シルバー人材センター利用規約』と『会員業務就業規約』に同意の上、センターと『利用契約』を結びます。
- ・シルバー人材センター利用規約……発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール
- ・会員業務就業規約……会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール
- ・利用契約……発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約
- ・センターは、利用契約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件明示します。(センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。)
- ・会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間で請負委任契約関係が生じます。

※ これにより、発注者、センター、会員間の包括契約関係が成立します。

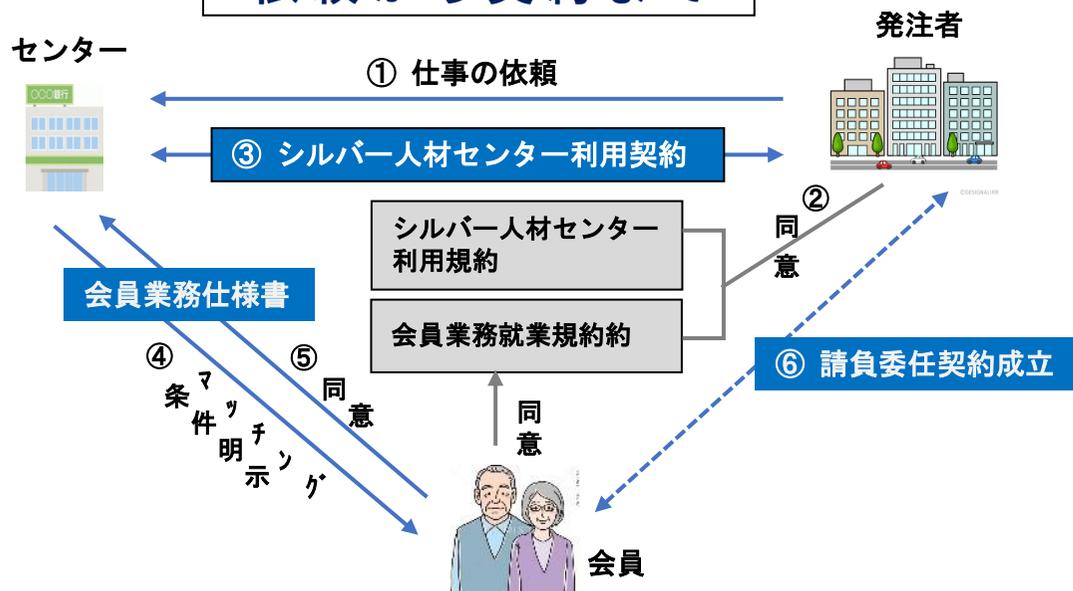
次頁に続く

# 新しい契約関係

三者間の包括契約

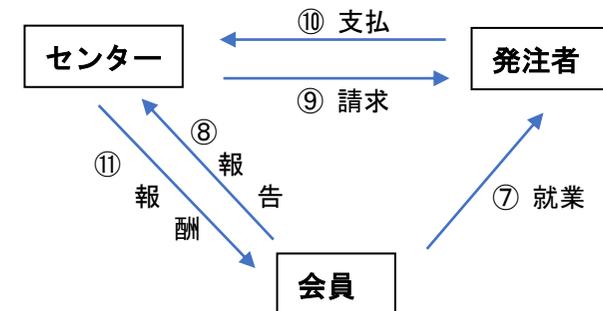


## 依頼から契約まで



# 包括契約の流れ

- ① 仕事の依頼  
発注者からセンターに仕事を依頼
- ② 規約同意  
発注者は「シルバー人材センター利用規約」「会員業務就業規約」に同意
- ③ 利用契約  
発注者はセンターと「シルバー人材センター利用契約」を結ぶ
- ④ 仕様書明示  
センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件明示
- ⑤ 仕様書同意  
会員は「会員業務仕様書」に同意
- ⑥ 請負委任契約成立  
発注者と会員間で「請負委任契約」が成立
- ⑦ 就業  
会員は「会員業務仕様書」に基づき就業
- ⑧ 報告  
会員は就業状況をセンターに報告
- ⑨ 委託料請求と ⑩ 支払  
センターから発注者に料金を請求し、発注者はセンターに料金を支払い
- ⑪ 報酬支払  
センターから会員に報酬を支払い



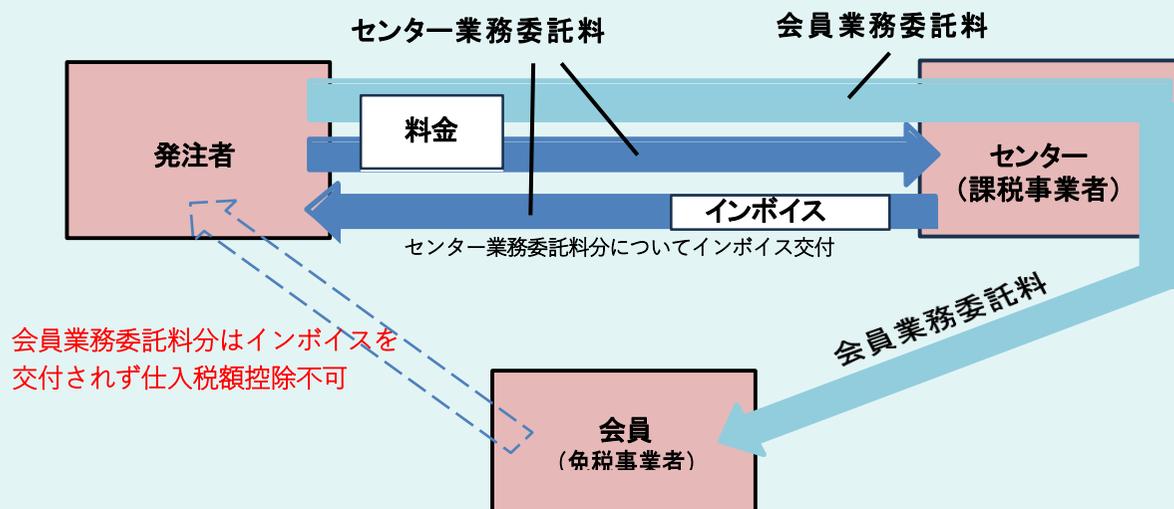
## 消費税の課税関係について

- ・ シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」と「センター業務委託料(事務費)」の2つで構成されています。
- ・ このうち「会員業務委託料」については、新たな契約方式では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。
- ・ そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書(インボイス)を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。
- ・ この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。**そのため会員業務委託料の消費税分については、発注者の負担となる場合がございます。**

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。

- ① 適格請求書分・・・センター業務委託料
- ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料

### 料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ① 個人や家庭など事業者ではない者  
：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ② 簡易課税制度を選択している事業者  
：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③ 官公庁などの一般会計による事業  
：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い